

札幌第719号
平成25年(2013年)5月9日

共同生活援助
共同生活介護 運営法人 代表者 様

札幌市障がい保健福祉部長

共同生活援助・共同生活介護における適正な職員配置について

平素は本市障がい福祉行政に御理解と御協力いただきありがとうございます。

標記の件について、昨年度実施した実地指導等において、土日や年末年始等に終日職員が不在となっている共同生活援助及び共同生活介護事業所(以下「グループホーム等」という。)が多くみられました。

グループホーム等については、障害者総合支援法に基づく指定基準上、常時の職員配置は必須とはされておりませんが、利用者の障がい状況等に応じた支援を行うにあたり必要となる人員を配置する必要があります。

つきましては、下記のとおり適正な職員配置等がなされているかについて、各事業所においてご確認いただき、早急に体制整備を行っていただきますようお願いいたします。

記

1 職員配置

世話人及び生活支援員については、指定基準上、利用者数及び障害程度区分に応じた最低必要人員が定められており、常勤換算により当該人員を満たす場合は、形式的には指定基準を満たしていると判断されます。

一方、グループホーム等の利用者が必要とする支援は、利用者ごとに異なり必要な従業員数や、勤務体制を整えなければならないとされています。

グループホーム等においては、単に指定基準上の必要人員を満たすだけでなく、土日等を含めて、利用者に対する適切な処遇が行える体制を整える必要があることにご留意ください。

【世話人及び生活支援員の要件等(通知:平成18年12月6日障発第1206001号)】

指定共同生活介護事業所(又は指定共同生活援助事業所)ごとに、利用者の生活サイクルに応じて、1日の活動終了時刻から開始時刻までを基本として、夜間時間帯を設定するものとし、当該夜間時間帯以外の指定共同生活介護(又は指定共同生活援助)に必要な員数を確保するものとする。(基準第138条)

【勤務体制の確保等(通知:平成18年12月6日障発第1206001号)】

勤務体制については、「利用者に対し、適切な指定共同生活介護(又は指定共同生活援助)を提供できるよう、指定共同生活介護(援助)事業所ごとに、従業員の勤務の

体制を定めておかなければならない。従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した指定共同生活介護（又は指定共同生活援助）の提供に配慮しなければならない。（基準第 150 条）

2 報酬算定

(1) 基本的な考え方

報酬告示上、グループホーム等の報酬については、日割計算であり、利用者に対し、サービスの提供を行った場合に算定が可能とされているところです。したがって、終日、世話人等の職員が配置されていない日については、実質的にサービスが提供されていないと判断せざるを得ないため、報酬算定が行えないことにご留意ください。

(2) 経過措置

平成 25 年 3 月末現在、現に指定を受けている共同住居については、土日等に職員配置がなされていない場合であっても、利用者から電話等による連絡があった場合に備え、支援が行えるよう職員が自宅待機（携帯電話への転送含む）している場合などについては、平成 26 年 3 月 31 日までの間、引き続き報酬算定を行うことを認めるものとします。

ただし、算定を行う場合にあっては、当該日について 1 日 1 回以上の利用者の安否確認を行うものとし、安否確認が行えない場合は、速やかに必要な対応を行う必要があります。また、安否確認を行った場合は、日時・対応者等を業務日誌に記録する等の対応を行ってください。

3 労務管理

グループホーム等において、夜間、宿直・夜勤等により職員配置を行う場合や世話人が住み込みにより支援を行う場合にあっては、労働時間を明確なものとし、労働基準法等の規定を順守し、適正な職員配置を行ってください。

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市障がい福祉課指導担当係 Tel 011-211-2938 Fax 011-218-5181 E-mail shogai.fukushi@city.sapporo.jp
